

中世死罪考

清 田 義 英

はじめに

- 一 日蓮龍の口の「頸の座」
- 二 ある念仏僧の処刑
- 三 寺院法における死罪

はじめに

本年（一九八一年）は宗教家日蓮が没して七百年になる。日蓮六十一歳の波瀾に満ちた法華弘通の生涯には四つの大きな法難があった。その一つに文永八年（一二七一）九月、鎌倉の刑場龍の口で斬首されようとした龍の口法難がある。日蓮はこの龍の口の「頸の座」について、鎌倉幕府要人で法華信仰者四条金吾頼基にあてた手紙の中で「相州

たつのくちこそ日蓮が命を捨たる処なれ。仏土におとるべしや」と書いてるように、この厳しい体験によって法華經の行者日蓮の教えはますます強いものへとなっていた。日蓮は晩年にいたるまでこの「頸の座」の宗教的意味を語りつづけている。

わたくしはかつて拙著『鎌倉の刑場』の中で、竜の口処刑史の一齣として日蓮の「頸の座」についてふれたことがある。その際に言及しえなかった問題の一つに「僧に対する死罪」がある。その後、この問題についてふれる機会を逸していたが、たまたま先般拙稿『大衆僉議考』⁽²⁾の執筆に際し、僧処刑に関する史料に接し、これを契機にあらためて僧死罪問題を取りあげることにし、武家法における法華僧日蓮の場合、公家法における念仏僧の場合の二つの事例についてふれ、さらに寺院法における死罪について従来の定説の再検討を試み、ここにいささか覚書的に考察し、大方の御指正を仰ぎたいと思う。

本稿のテーマを検討するにあたって、中世前期を主たる対象とするが、そのための史料がきわめて乏しいのが現状である。何とか工夫をし管見しえたわずかな史料を動員して、できるだけこのテーマに迫ってみたい。

一 日蓮竜の口の「頸の座」

僧死罪問題について、参考になる事例として日蓮竜の口の「頸の座」があげられる。日蓮の真跡遺文で「頸」のことをいっているのは、文永八年九月十四日付の『土木殿御返事』⁽³⁾がもっとも早く、相模の依知（厚木市）で書かれたものである。この遺文はこれから述べることにかかわっているので、左に「頸の座」に関する記載の箇所をあげてお

くことにする。

此十二日酉の時御勘気。武蔵守殿御あづかりにて、十三日丑の時にかまくらをいで、佐土の国へながされ候が、たうじはほんまのえちと申すところに、えちの六郎左衛門尉の代官右馬太郎と申す者あづかりて候が、いま四五日はあるべげに候。御歎きはさる事に候へども、これには一定と本よりごして候へばなげかず候。いまで頸の切れぬこそ本意なく候へ。法華経の御ゆへに過去に頸をうしないならば、かゝる少身のみにて候べきか。又数々見擯出ととかれて、度々失にあたりて重罪をけしてこそ仏にもなり候はんずれば、我と苦行をいたす事は心ゆへなり。

明治二十三年（一八九〇）、日蓮の「頸の座」の史実をめぐって、当時日本史学会の泰斗であった重野安繹博士と、日蓮主義活動家田中智学氏の間で論争が行われた。重野博士は『史徴墨宝』第二編考証第一巻で、『土木殿御返事』を解説して

註画讀ニ十二日死刑ニ決シ、子ノ刻竜口ノ刑場ニ臨ミシニ靈異アリ、俄ニ流罪ニ変ジ、十三日未明ニ竜口ヲ出ヅトアレドモ、今此書ニハ、十二日武蔵守ニ預ケラレ、翌十三日夜丑ノ時マデ其邸ニ在リ、若シ十二日竜口刑場ニ至リ引返セシナラバ、此書ニ其事状ヲ言フベシ、是日蓮ノ徒弟等竜口御難ノ一条ヲ作為シタル証トナスベシ。

と述べ、さらに「いままで頸の切ぬこそ本意なく候へ」の文を引いて「此語ニテモ竜口御難ノ作為ノ説ナルヲ証スベシ」と述べ、「頸の座」の作為説を説いている。さらに博士は『史学会雑誌』⁴（第六号）に次のような見解を述べている。

我朝ニ於テ古来出家沙門ヲ死罪ニ処セシ例ナシ。大宝養老ノ令ニ、僧侶ノ重罪ハ還俗、苦使、配外国寺ニ止マル（中略）日蓮ハ異宗ヲ唱ヘ、安国論ヲ著ハシテ諸宗ヲ排撃シ、蒙古来寇ノ為メ厭穢ニ当ラントシ、傲慢不遜ナルヲ以テ他宗ニ憎マレ、北条氏之ヲ流刑ニ処シ、初メハ伊豆、後ニハ佐渡ナリ。北条氏ハ尤モ刑法ニ意ヲ用ヒ、其裁判ノ法、情理ヲ尽シ、能ク先例古格ヲ守リ、コレヲ以テ天下人心ヲ得タルニ、日蓮の獄ニ限り、古例ニナキ死刑ヲ用フル謂ハレナシ。

と、この博士の竜の口「頸の座」作為説に対し、田中氏は東京厚生館において「日蓮聖人竜ノ口法難に關する重野博士の考証について」と題して反論している。このときの筆記はのち『竜口法難論』（一八九〇年）と名づけて刊行されている。この著の内容は辻善之助博士がまとめて紹介しているので、その一部を左に引用すると

重野博士の史学意見について見るに、博士は世に政刑あるを知つて、それに通塞あるを知らず。政刑の裏に如何なる情実あるかを知らなければならぬ。北条氏の日蓮処刑はこの情実に依るものである。道鏡も文覚も情実によつて流罪になつたので、日蓮とは消積なる反比例である。僧に死刑はないといふが、安樂住蓮は斬に処せられたではないか。⁽⁵⁾

とある。

重野博士と田中氏の論争の一つに、僧の斬罪有無がある。日蓮「頸の座」肯定説をとる田中氏は、建永二年（一二二〇）二月、念仏僧安樂房遵西と住蓮房が死罪に処せられたという事例をあげて、僧死罪否定説をとる重野博士に反論している。安樂と住蓮の死罪の件については次の節でみるが、わたくしはこの二人は斬罪ではなかつたとみてい

る。

日蓮の「頸の座」は史実であることは今日定説となっているが、しかし、佐木秋夫氏が「日蓮像を剝ぐ」と題して『読売新聞』（昭和十三年五月十五日）に

竜の口法難なるものも決して史実として確認され得ない。例の土木殿御返事のみでなく、各書に於ける閑説のしかたや、天の加護の考へかたなどからも、これは言へる。むしろ、押しつめられた心の自己暗示的な動きや、後世の伝説製作過程の跡がそこに窮へる。

と書いたように、「頸の座」は史実ではないとする説、あるいは「頸の座」への疑問もみられ、今日の日蓮伝記書の中にも疑問を提しているものがあることも事実である。

わたくしは日蓮「頸の座」を史実として肯定するが、問題になっている『土木殿御返事』は、かなり象徴的な書き方の文章であるが、ともかく、竜の口で日蓮に斬首の危険があったことを反映している文章だとしてまちがいはあるまいと指摘されているように、この遺文は、むしろ竜の口「頸の座」の史実を裏づける史料になるものと考えられる。

日蓮は文永八年九月十二日、日蓮の言動が悪党的言動として幕府より弾圧され、侍所所司平頼綱によって捕えられた。頼綱は「当時天下之棟梁」と日蓮からいわれ、北条時宗に近侍していた得宗被官である。当時得宗の時宗に直結する侍所は、一段と御家人統制の職権を強めていた。また、鎌倉の市政に関することがら、とくに市内における悪党的行為等に対しては厳しい態度でのぞんでいたようである。逮捕された翌十三日には幕府は異国の防禦と領内の悪党

鎮庄のため、鎮西に所領ある御家人の西下を命じ、蒙古に備えさせている。この日蓮逮捕と九州下向令の幕府の二つの処置は、悪党鎮庄の論理がそこに一貫しているのである。⁽⁸⁾

松葉ヶ谷の小庵で逮捕（午々未時頃）された日蓮は、「日中に鎌倉の小路をわたす事朝敵のごとし」⁽⁹⁾というように、あたかも朝敵のように引きまわされたあげく、侍所に連行（申時頃）され頼綱の取り調べをうけたものとみられる。その際日蓮は頼綱に向かつて

日蓮は日本国の棟梁也。予を失ふは日本国の柱礎を倒すなり。只今に自界反逆難とてどしうちして、他国侵逼難とて此の国の人々他国に打ち殺さるゝのみならず、多くいけどりにせらるべし。建長寺・寿福寺・極楽寺・大仏・長楽寺等の一切の念仏者・禅僧等が寺塔をばやきはらいて、彼等が頸をゆひのはまにて切らずは、日本国必ずほろぶべし。⁽¹⁰⁾

と述べたという。日頃から日蓮を憎んでいた頼綱は、この日蓮の剛腹な態度にますます心証を害したことであろう。審理は短時間のうちに終わり、遠流である佐渡流罪と定まった。この裁決は日蓮によれば、実は「外には遠流と聞えしかども、内には頸を切ると定めぬ」⁽¹¹⁾であったという。なお、幕府は日蓮処罰の腹をある程度前から決めていたようである。

日蓮は佐渡の守護北条宣時の預かり人となり、その日の戌亥時頃に鎌倉を出発している。妙な時間に出ているが、予期したとおり竜の口で内密に斬首されようとしたが（十三日の午前〇時過ぎから午前二時近くの間）、助命あつて表向きの罪名どおり佐渡に流されることになる。⁽¹²⁾

日蓮に対する幕府の決定事項は、極刑に近い佐渡流罪に処すことであったが、配流の途中の竜の口「頸の座」は、平頼綱等による私刑的性格のものであったと考えられる。そして、頼綱等の背後に真言律宗・禅宗・念仏宗等の宗教的圧力があり、とくに日蓮ともっともはげしく対立・敵対し、北条氏得宗家と密着していた忍性等極楽寺一派の恣意的行動としての制裁的感が強いとみるのである。

二 ある念仏僧の処刑

鎌倉末期の成立といわれる絵巻物に『法然上人絵伝』がある。この絵伝は法然一期の行実を録し、法語・消息を収め、また、門弟や在俗婦依者の事績を記したものである。四十八卷二百三十余段に及ぶこの絵巻の中に、興福寺大衆が僉議している場面が描かれている箇所がある。金堂前に素絹を着、袈裟で頭と顔をつつんだいわゆる裏頭姿の大衆が置座の上に腰をおろして僉議している。

この僉議の場面は、元久二年（一一〇五）九月、興福寺大衆蜂起して専修念仏停止を議している光景であり、そこには次のような詞書がみられる。

其後興福寺の鬱陶猶やます、同二年九月ニ蜂起をなし、白疏をさゝく、彼状のことくハ、上人ならひに弟子権大納言公継卿を重科に処せられるへきよし訴申、これにつきて同十二月廿九日、宣旨を下されて云、頃年源空上人都鄙にあまねく念仏をすゝむ、道俗おほく教化におもむく、而今彼門弟の中に、邪執の輩名を専修にかるをもちて、咎を破戒にかへり見す、是偏門弟の浅智よりおこりてかへりて源空か本懐にそむく、偏執を禁遏の制に守と

いふとも、刑罰を誘論の輩ニくはふることなかれと云々、取詮君臣の帰依あさからさりしかは、たゞ門徒の邪説を制して、とかを上人ニかけられさりけり、

当時法然の専修念仏が盛んになるにつれて、南都北嶺の大衆が朝廷に訴えて念仏停止を要請しようとしているが、この元久二年の僉議もそうした行動の一齣としてみる事ができる。

元久二年九月、大衆僉議が催され、同年十月に僧綱大法師等は専修念仏宗の義を亂した九ヶ条の訴訟に奏状を副えて、法然ならび門人等を罪科に処せんことを請うている。その結果、朝廷は翌建永元年（一二〇六）二月十四日、法本房行空と安樂房遵西を一念義を立て諸人に念仏を勸進した理由で院宣を下して処罰することになり、二人を流罪に処すことになった。しかし、興福寺側はこの処分に服せず、建永二年（一二〇七）二月十八日にいたり、たまたま女犯問題がからんで、法然を土佐に流し、安樂と住蓮を処刑することによって一応の結着をみるのである。⁽¹³⁾

ところで、安樂と住蓮の処刑について、『愚管抄』に

建永ノ年、法然房ト云上人アリキ。マデカク京中ヲスミカニテ、念仏宗ヲ立テ専宗念仏ト号シテ、「タゞ阿弥陀仏トバカリ申ベキ也。ソレナラヌコト、顯密ノツトメハナセソ」ト云事ヲ云イダシ、不可思議ノ愚癡無智ノ尼入道ニヨロコバレテ、コノ事ノタゞ繁昌ニ世ニハンジャウシテツヨクヲコロツ、ソノ中ニ安樂房トテ、泰経入道ガモトニアリケル侍、入道シテ専修ノ行人トテ、又住蓮トツガイテ、六時礼讃ハ善導和上ノ行也トテ、コレヲタテ、尼ドモニ帰依渴仰セラル、者出キニケリ。ソレラガアマリサヘ云ハヤリテ、「コノ行者ニ成ヌレバ、女犯ヲコノムモ魚鳥ヲ食モ、阿弥陀仏ハスコシモトガメ玉ハズ。一向専修ニイリテ念仏バカリヲ信ジツレバ、一定最後

ニムカヘ玉フゾ」ト云テ、京田舎サナガラコノヤウニナリケル程ニ、院ノ小御所ノ女房、仁和寺ノ御ムロノ御母マジリニコレヲ信ジテ、ミノカニ安楽ナド云物ヨビヨセテ、コノヤウトカセテキカントシケレバ、又グシテ行向ドウレイタチ出キナンドシテ、夜ルサヘトゞメナドスル事出キタリケリ。トカク云、バカリナクテ、終ニ安楽・住蓮頸キラレニケリ。

とあり、また、日蓮の『念仏無間地獄抄』¹⁴には

承元元年二月上旬、専修念仏之張本安楽・住蓮等捕縛、忽被刎頭畢、法然房源空沈遠流之重科畢、其時摂政左大臣家実と申は近衛殿の御事也、此事皇代記に見たり、誰疑之、

とあって、日蓮は『皇代記』なるものによって安楽・住蓮等が「被刎頭」と書いている。その他の『皇代曆』『法然上人絵伝』『拾遺古徳伝絵詞』『歎異抄』等にも死罪と記されている。なお、死罪は四人(安楽・住蓮・善緯・性願)であったともいわれ、流罪は法然の外に七人ともいわれ、死罪と流罪の数および人については異説がある。

安楽と住蓮は死罪に処せられたというが、しかし、そうではないとみられる史料がある。歴代の天皇紀の抄出というべき『皇帝紀抄』に

源空上人号法然房、配流土佐国、依専修念仏事也、近日件門弟等、充滿世間、寄事於念仏、密通貴賤、并人妻、可然人々女、不拘制法、日新之間、擲取上人等、或被切羅、或被禁其身、女人等又有沙汰、且専修念仏子細、諸宗殊鬱申之故也、

と記されているように、死罪ではなく「切羅(摩羅)」つまり宮刑であったという説がここになりたつのである。

安楽と住蓮の処刑問題について、かつて喜田貞吉博士は、事件が女犯よりおこったことであって、僧を還俗もさせずそのままにして死罪に処すということはあるべからざることであるから、羅を切るといふ宮刑が正しいといふ羅切説をとっている。⁽¹⁵⁾一方、辻善之助博士は「宮刑といふことは、我国にては曾て聞かぬ刑罰であり、且つその記事はたゞ皇帝紀抄のみに見ゆることであるから、甚だ疑はしい」と述べ、さらに羅の字は頸字の誤写であろうとし、「この二字の草体は酷似して居る、その書き方によっては殆ど区別のつかぬまで似て居る」とみ、刎首の刑に処したものであるという斬首説をとっている。⁽¹⁶⁾

安楽と住蓮の処刑は、右にみてきたように斬首説と羅切説の二説がある。羅切説のよりどころとなっている『日本書紀抄』の記事についてふれられた論考に、滝川政次郎博士の『日本の宮刑「羅切」について』⁽¹⁷⁾がある。博士は

羅を切られたのは、貴賤の人妻及び然るべき人々の娘を姦淫した源空上人の門弟共であった。故にこの場合「羅切」なる刑罰は、姦淫罪の反映刑として科せられていたのであって、中国古代における宮刑と同様である。「羅切」が刑罰として行われたことを示す史料は、管見の及ぶ限りにおいては、この皇帝紀抄の記事が唯一のものであるが、このような事が、突発的に唯一回行われたものとは到底考えられない。（中略）換言すれば、源平時代の京都の士庶の間には、強姦、姦通等の犯罪に対し、私刑として羅切を科すことが、一般に行われていたのではあるまいか。専修念仏の徒を搦め取った検非違使は、この民間における慣行に従って、貴賤の人妻、娘を姦淫した源空の門弟等の羅を切断したものと推察するのは、私一個の独断ではないと思う。

と述べ、羅切説をとっている。

ここで先学の説に導かれながらいささか私見を述べることにしたい。先ず斬首説をとる辻博士の見解について、『皇帝紀抄』は編年体史であるためそれなりの史料批判が必要であるが、「羅切」の記事が『皇帝紀抄』のみにみられることへの博士の疑問は理解できる。しかし、羅の字が頸字の誤写とする考え方には疑問をもつ。『皇帝紀抄』をよくみると、「被_レ切_レ頸」という言い表わし方は他の箇所にはみられず、斬首することをすべて「被_二斬首_一」と記しているところからみて、「被_レ切_レ頸」とする博士の説はなりたたないものとみる。ただ「被切羅」を「被_レ切_レ羅_二(切られ)」と読むのではあるまいかという説もあるが、これはこじつけ的で妥当性を欠く。

わたくしは斬首説には否定的であるが、一方羅切説はどうか。安楽と住蓮は『法然上人絵伝』に「建永二年二月九日、住蓮安楽を庭上にめされて、罪科せらるゝ」とあるように、おそらくは檢非違使庁の庭上で取り調べが行われたもので、安楽はその場で

安楽、見有修行起願毒、方便破壊競生怨、如此生盲闍提輩、毀滅頓教永沈淪、超過大地微塵劫、未可得離三途身の文を誦しける、⁽¹⁹⁾

というように、善導の釈文を読みあげたといわれる。この安楽の剛腹な態度に檢非違使庁の役人等は心証を損ねたものであろう。この点は日蓮の場合と似ている。取り調べに際し厳しい拷問が行われ、その様子は「非筆端之所及」⁽²⁰⁾であった。その審理の結果は流罪と決まったものと考えられる。安楽等も法然と同様還俗させられたかどうかは詳らかではない。

念仏僧の逮捕や拷問等に対して、法然掩護者である元関白兼実は、念仏僧の救済のため有力者の間に奔走をつづけ

尽力している。⁽²¹⁾しかし、元関白とはいえ今は権力の座から退けられており、その上安楽等の事件で専修念仏弾圧にいい口実をあたえてしまったので、救済運動も奏功しなかった。

ところで、その後安楽等は配流の途中で、近因が女犯問題であったことから、護送中の役人等によって内密に羅切されたものではあるまいか。『法然上人絵伝』には、安楽を六条川原で斬首に処したと伝えているが、ことによると六条川原の刑場で夜分宮刑に処せられたのではなからうか。なお、安楽等の女犯の件が事実であったか、あるいは冤罪であったかはここでは問題としないが、⁽²²⁾ただ、『法然上人絵伝』に

建永元年十二月九日、後鳥羽院熊野山の臨幸ありき、そのころ上人の門徒住蓮・安楽等のともから、東山鹿谷に
して別時念仏をはしめ、六時礼讃をつとむ、さたまれるふし拍子なく、をの／＼哀歎悲喜の音曲をなすさまめつ
らしくたうとかりければ、聴衆おほくあつまりて発心する人もあまたきこえしなかに、御所の御留守の女房出家
の事ありける、

とあるように、専修念仏僧が唱えた善導の六時礼讃の哀調は、女人にとくに深い感銘をあたえたようである。その中心的人物が安楽と住蓮であったため、諸宗衰微の張本として二人は南都北嶺から指名されていたのである。

安楽等に対する宮刑は、日蓮の場合と同様私刑的性格のもので、その行為により結局は死にいたったものである。それ故世間では死罪に処せられたという取沙汰が行われ、「世の中に、つびを念仏者のある時は、妙法まらぞ頸を引き切る⁽²³⁾」というような落首まで出てきているのである。

安楽等の事件は、公家の裁判においては流罪に処すことが決定事項であったものとみる。安楽等の宮刑は、その近

因が女犯であったため、制裁的であり私刑的性格のものであったと理解できよう。

三 寺院法における死罪

中世寺院法の特徴として、細川亀市博士は「武家法にありては広く死刑が行はれていたが、寺院法の一大特色は、実に原則として死刑の存在せざりしことである⁽²⁴⁾」と、さらに「殆んど中世全体を通じて寺院法には死刑なる刑罰が行はれず、最も多くの場合において、極刑として庄外への追放と田宅資財の没収とが併せ行はれたのに過ぎなかった⁽²⁵⁾である」と述べており、通説として「死刑の不科⁽²⁶⁾」があげられている。ところで、中世も末期になると、下剋上の風潮は寺院をしてその圏外におかざらず、ここに死罪なる極刑が採用されるようになる⁽²⁷⁾。しかし、それ以前つまり中世前期頃においてはどうかであつたらうか。従来の説は原則として死罪は存在しなかつたとしている⁽²⁸⁾。この説にわたくしはかつて疑問を提し、実際は大部広く死罪なる生命刑が行われていたものであろうという推測的な見解を述べたことがある⁽²⁹⁾。そこであらためてこの問題についてのわたくしの推測的な指摘を明確にするため、ここで検討の対象を南都寺院にあわせ、その寺院法における死罪の事例を管見しえた中から引いて、いささか具体的にみていくことにする。

『春日社記録日記』の寿永三年四月二十日の条に

義春房殿、午時大垣廻三度、件義春袴カ、高小手天縛廻也、下法師大秋令行二人共廻也、此之故者、行隆子天禪師中納言

君、水屋下一町許下櫻許橋辺、彼君ヲ義春并下法師二人天令殺害、西門相応院の堀溝弁畢、是即御山之内也、

付縁者等并彼身、大杖可令行、政所御定上、大衆モ下知也、去十三日夜中許令殺害^{云々}、件殺害地四目ヲ引也、神主泰隆・正預有政等於沙汰神人共・廻檢等、義春與敏^{云々}、父許遣、敢不承引、空帰^{云々}、廿日過^天、又廿二日夜、義春并所從於送野頸切、戌時也、

とある。つまり寿永三年（一一八四）四月十三日の夜、興福寺の義春なる僧と下法師二人して行隆の子禪師中納言を殺害するという事件がおきている。犯人等に対する罪科は集議により決定されるが、死罪と決まると犯人義春等は両手を後ろにまわして嚴重にしばりあげられて、興福寺の大垣を三度廻され（大垣廻し³⁰）た上、「義春并所從於送野頸切」つまり斬首に処せられたのである。なお、「大垣廻し」は時代は下るが、天文十三年（一五四四）三月に

小豆屋甚五郎・同小太郎・同舎弟・両三人住屋令破脚、於甚五郎者、即躰搦出築垣被相廻、可有粉頭事³¹、とあるように、犯人の身を搦めて「大垣廻し」した上で「粉頭」している事例がある。また、

三箇度廻東大寺大垣之後、斬首懸奈良坂³²、

というように、東大寺の「大垣廻し」もみられる。

この寿永三年の場合、殺害による死体遺棄の場所が若御山内であったため犯人等と彼等の縁者たちに一種の財産刑である清祓が科せられている。このような殺害という重大事件の場合は、氏長者政所の裁下を請うて清祓を行うのが常例であった³³。

『法隆寺別当次第』に

範円法印 承久元年、己卯、閏二月六日夜、当寺金堂盜入入、薬師脇士二体、弥陀脇士一体、厨子御仏数体、灌

仏等盜取畢、富河慶順根本盗人也、同類悉差畢、所盜取数体仏皆悉還畢、是末代勝事也、慶順、聖蓮、秦藤次等三人盗人頸切畢、

とある。承久元年（一二一九）閏二月六日の夜、法隆寺金堂に盗人が入って仏像等を持ち出す事件がおきている。盗人の張本は富河慶順なる者で、一味は捕えられ慶順・聖蓮・秦藤次の三人は斬首されている。なお、盗まれた仏像等は返納されたが、法隆寺金堂にはそれまでに七度も盗人が入ったといわれている。⁽³⁴⁾

『東大寺統要録』に

同年（寛喜二）十月廿七日、今日終夜降雨、盗人焼開東大寺勅封倉、中間盜取宝物之由、以年預五師狀申寺務、廿八日戊剋到来、仍自別当、同廿九日辰刻、相具五師狀、以公人、圓具遣長官家光許了、即大衆令蜂起郷々求之、（中略）

同年十一月廿九日、彼盗人擲之、吉野前執行下人申云、聊奇事候、葛上郡ニ顯識ト申僧在之、彼仁定為彼盗人歟之由申、仍興福寺大衆令下向欲擲取之処、彼僧出合令相鬪、而彼寺々僧延実讀敬舍弟弘景九郎、即向遇切合、遂弘景打臥彼顯識、即兄弟轉身命擲取了、彼法師被疵、并母女等同令面縛、種々令糺問之処、皆以露頭、同類等差申之、鏡八面細々打破了、於京都欲沽却之処、減直之間、大仏殿前五百余所社中ニ裏推置之云々、仍取出了、東大古寺僧円詮春密、殊為根本之由令申、彼僧者、当寺々僧実遍五師於大湯屋所殺害之下手人也、彼僧一乘院領大和広田庄江三入道之許隱籠之云々、仍触申一乘院押寄而欲擲取之処無之、然而積惡之至、其罪難遁之間、遂搜求擲出了、

彼盗人等顯識、同舍弟法師并春密等、於佐保山斬頭、懸首於奈良坂畢、

とある。寛喜二年（一二三〇）十月二十七日、東大寺勅封の倉が破られ宝物が持ち去られた。そのため興福寺大衆は蜂起して犯人探索を開始した。あたかも金峯山前執行の下人なる者がやってきて、葛上郡に住む顯識なる僧が容疑者であると密告したので、興福寺大衆は下向し立ちまわりを演じたのち、ついに顯識を捕えた。いろいろと彼を追求した結果、東大寺古寺僧円詮なるものが首魁であり、円詮はかつて東大寺僧実遍五師を大湯屋で殺害した前科者で、一乗院大和広田庄江三入道の許に隠遁中というので、すぐに彼を捕え、佐保山において円詮・顯識等を斬首し、奈良坂で梟首している。

『春日社記録日記』の文永六年五月十九日の条に

鹿殺四人カサカノニテ切之、菩提山ニテ擲之、去十四日、又鹿殺アヲ殿ニテ擲之、

とある。文永六年（一二六九）五月、菩提山で捕えた鹿殺し四人を死罪に処している。南都で神鹿を殺すような者があつた場合には、当人は死罪となるのが常例であつた。興福寺では神鹿に対する罪を、寺僧および児童に対する罪と同視して三ヶ大犯と称している。

『嘉元記』の暦応二年三月二十六日の条に

天童米之藏へ盗人入畢、同廿九日有落書、徳丸ヲ擲取テ、同卅日白状畢、賢蓮房同類之由、寄申之間、衆徒等令発向、雖然先立他行之間、不及擲取、資財等公文方点定取給了、屋ハ中院ニ被買留畢、同四月二日、徳丸カ頸切畢、

とある。暦応二年（一二三九）三月二十六日の夜、法隆寺の米穀倉庫から天童米と称する米が盗まれた。寺では犯人

の摘発のため一種の無記名投票による検断法である落書起請を行い、その結果徳丸なる者が捕えられ、彼の自白により賢蓮房なる共犯者がいたことが明らかになったので、寺は衆徒等に命じて逮捕に向わせた。しかし、賢蓮房は事前に逃亡していたので、寺の公文は犯人の残した資財等を点検し、それらを没収し、その住屋は法隆寺中院で買取った。捕えられていた徳丸は四月二日に斬首されている。

この暦応二年の場合、犯人摘発のため「落書」⁽³⁵⁾を行ったが、その落書を行うに際し、あらかじめ集議によりその規定を設けるのである。つまり落書を開披してその内容によって犯否を認定する場合の規定である。例えば法隆寺文書の中宮寺の規定によると

〔端裏書〕
「竜田社一党解定置文」

定置 中宮寺盗人沙汰落書披規式間事

一 於有実証十通以上者、可令治定于実犯之躰、風聞者、以三十通、准抛于実証十通而、可有其沙汰也、雖為一通、於通数未滿者、可被聞之事、

一 実犯之躰令露顯者、設雖為親子兄弟所從眷屬、相共令発向而、於其身者、搦捕之、於住宅者、即時可令焼失事、一 若有強勢之仁而不拘炳誠者、寺門并当方一党捧落書、庄々令同心合躰而、随及力可有其沙汰事、

右条々如斯、堅守此旨、速□可有誠沙汰者也、若背此規式者、奉始日本国主天照大神、金峰熊野正八幡宮、特当国守護春日和光、惣日本国中小諸神御罰可蒙于身中之状如件、

建武四年十一月廿四日 公文寺主覚延（花押）

僧慶祐（花押） 沙汰阿念（花押）
（以下僧及ビ沙弥）
（九名ノ署名省略）

竜田庄検断代実弘（花押）

とある。『嘉元記』によると、延慶三年（一三一〇）七月五日の夜、法隆寺蓮城院に強盗が入りり物が奪われる事件がおきている。寺では犯人摘発のため「於竜田合之失落書」³⁶が行われ、

寺ヨリ開衆、堯禪子、禪覚子、賢永子、賢禪子、浄舜子、浄泉水、顕了子³⁷七人出仕、当日ニ難開尽之間、次日又有会向之集会、落書³⁸已上六百余通在之、実証十通以上、普聞六十通ト定メ而定松子³⁹廿余通舜識子⁴⁰十九通 此二人令治定之間、十七ヶ所当寺ニ発向、

というように、「実証十通以上」つまり何某が確かに犯人であるとする落書が十通以上あれば、その名指された者を犯人と認定するのである。風聞として何某が犯人だと聞き及んでいるとする落書は、この延慶三年の場合は六十通をもって「実証十通」に准拠することは、先の中宮寺の規定に「風聞者、以三十通、准拠于実証十通而、可有其沙汰也」とあることによって明らかである。なお、この蓮城院の盗難事件は、落書の結果定松子と舜識子の二人が犯人とされたが、しかし、

今兩人ハ不実之跡也、為兩人之沙汰、実証之盗人ヲ可擲出云々、次日有集会、此人ノ之出仕止了、同十二月四日、ヒロセノ市ニテ、齋園寺初石八郎ト云男一人擲取テ、寺へ出了、件二人之沙汰也、同五日請取、問之悉落畢、同類トテ常楽寺大二郎擲、雖然非実証之間、放之、³⁸

ということで、犯人初石八郎なる者が極楽寺において斬首されている。

また、年号不明であるが、東大寺北中院の盜賊に關しての東大寺文書「盜人罪科記録」⁽³⁹⁾には、

記録 盜人罪科問事

右去三日夜北中院盜賊事、大犯之隨一、誠不可不禁、余者不依人之語、不存私曲偏頗、見聞推量之所覃、任実正、
兩落書五通以上、若雖為一通、有分明之実証者、於寺僧分者、永擯出寺帳、至非寺僧者、破却住宅、擲捕其身、

可被処重科、通數滿足、支証分明之時、於及引汲之衆議者、可為同科、此条、若令偽申者、(以下空白)

とある。つまり見聞推量の落書が五通以上で、あるいはまた明確な実証ある落書が一通でもあれば、その名指された者を犯人と認定するわけである。落書を行ふに際し、実証通數等はその事件の性質等によって集議により適宜決定されたのである。⁽⁴⁰⁾

以上、南都寺院の死罪の事例をいくつかみてきたが、従来「日本中世寺院法に於ける一大特色とするところは、強盜・殺人・放火などの如き兇悪なる犯人に対しても資財の没収と追放とを科するにとどめ、一般的には武家法に於けるが如き死刑を科しないことである」⁽⁴¹⁾といわれ、「それは吾が寺院が殺生禁断を切言し來れる当然の所産であると思われ」⁽⁴²⁾としている。しかしながら、右にみてきたように、少なくとも南都寺院の寺院法においては、死罪なる極刑が行われていたことは明らかである。そして、その死罪の対象となるのは主に殺害と盜犯であつて、とくに興福寺では宗教的性格からくる神鹿殺しが重科とされ、死罪の対象とされていた。

なお、中世も末期になると、例えば薬師寺では殺害・盜犯はもとより、稻盜や密通等が死罪の対象とされている。⁽⁴³⁾ところが、

南印禪、仙賢ヲ殺害早、然処印禪殿之女性ヲ寺へ出間、以水問ヲ糺明之処、女敵之由白状之間、彼女房ヲ可有生涯之由、中下藤評定之処、招提寺老僧順照房・禪賢房北御門辺迄被出、断頸之事者被申請問、片頭ヲ剃、鼻ヲソキ追放早、⁽⁴⁴⁾

と、また、

八幡宮參籠坊へ白中仁女性盗人入テ、參籠之賀屋巳下取早、即時ニ盗人擲、寺家へ渡早、則及糺明可有断頭旨一決処、招提寺老僧被詫言之間、鼻耳成敗早、⁽⁴⁵⁾

というように、「断頭」の代りとして「片頭ヲ剃、鼻ヲソキ」あるいは耳をそいたりといった肉刑が行われるようになってゐる。薬師寺の場合、死罪と決定されながらも犯人の「詫言」により改悛の情が顯著な者は、死一等を減じられてゐる。これは寺院法の罪科思想が犯人の懲惡還善を精神としてゐることと関係があろう。また、耳鼻をそぐ肉刑は、女性の重科に対して多くとられていたようである。例えば興福寺では

衆中盗人住屋兩三所進発之、此内一所ハ女盗人之寄宿之罪科也、於女房者耳鼻被切之、四歳之子持之女人也云々、
以外悪行人也云々、末代事也、⁽⁴⁶⁾

というように、女盗人に対して耳鼻をそいでゐる。

死罪の対象となるような事件にかかわることは本人にとつて危険がともなうことになる。それ故、例えば
カメマツコロシテ候コト、ミスシラス候、コレモシソラコトニテ候ハ、大仏八幡コハチヨカフルヘク候、

貞和二年五月十九日⁽⁴⁷⁾

というように、人殺しの件を知らないことを誓う起請文や

(編書)

平井坊へ出候起請文案文

敬白 天罰起請文事

右件元者、平井坊ノ尼御前ヨリ、僧正堂ニ預置せ給テ候物ハ、此外ハ曾以不知、又不取候、又延良坊ノトノ井物ノ事モ不取候、此外何物ニテ候トモ、トリナカラ、トラス、シラス候ト為遁当難、虚言ヲ申候ハ、奉始大日本国主天照大神、別テハ金峯熊野春日大明神、殊ニハ大仏八幡二月堂大聖觀自在菩薩、惣テハ日本国中大小諸神ノ御罰ヲ、禅力丸カ身ニ罷蒙候テ、此世ムナシクナルヘキ起請文之状如件、

建武五年卯月五日

禅力丸⁽⁴⁸⁾在判

というような盗犯していないことを誓う起請文がよく出されている。つまりあらぬ疑いをかけられぬように身の潔白・安全をはかることに努めた様子がかがえよう。

以上、史料の制約もあつて臆説・臆断をくり返ししながら、いたずらに多くの紙数をついやしてきた。僧の死罪は、武家法・公家法においては原則として行われなかったが、僧の斬罪事例があれば、それは宗教的私刑的性格のものであつて、恣意的制裁であつた。一方、寺院法においては「寺院法には常に死刑が存在しなかつたばかりではなく、その刑罰全体が武家法よりも甚だしく寛大であつた⁽⁴⁹⁾」といわれるが、しかし、死罪が実際に広く行われていたという史実に接し、罪科の内容が武家法とそう相違するものではないように思える。慈悲を根本精神とする出世間においては、死罪なる極刑は戒律の法に背くもので、すでに出世間が世間化したことを意味するものであろう。極刑の実施は、世

俗化した寺院社会の実態をとらえた実効的施策であったと理解できる。

本稿は、中世法における「死罪」の極く部分的な観察に過ぎないが、中世法の罪科の一断面の提示ともなればと思っている。

- (1) 『四条金吾殿御消息』（『昭和定本 日蓮聖人遺文』第一卷 八七）。
- (2) 『多摩美術大学研究紀要』第一号。
- (3) 『昭和定本 日蓮聖人遺文』第一卷 八六。
- (4) 重野安綱「川田博士外史弁誤ノ説ヲ聞テ」
- (5) 辻善之助『日本仏教史』第三卷 中世篇之二。
- (6) 川添昭二『日蓮』。
- (7) 『一昨日御書』（『昭和定本 日蓮聖人遺文』第一卷 八五）。
- (8) 高木豊『日蓮』。
- (9) 『神国王御書』（『昭和定本 日蓮聖人遺文』第一卷 一六八）。
- (10) 『撰時抄』（『昭和定本 日蓮聖人遺文』第二卷 一八一）。
- (11) 『下山御消息』（『昭和定本 日蓮聖人遺文』第二卷 二四七）。
- (12) 竜の口「頭の座」への過程等については、拙著『鎌倉の弘法者』（近刊）参照。
- (13) 拙稿「大衆僉議考」（『多摩美術大学研究紀要』第一号）なお、当時僧の重罪は普通還俗させて後に流罪等に処しており、法然の場合は還俗させ名を藤井元彦と改めて流罪に処せられている。
- (14) 『昭和定本 日蓮聖人遺文』第一卷 六。
- (15) 喜田貞吉「教行信証に関する疑問に就いて」（『歴史地理』第四〇卷第三号）。
- (16) 辻善之助『日本仏教史』第二卷 中世篇之一。

(17) 滝川政次郎『日本行刑史』所収。

(18) 喜田貞吉博士は、「本多君の熱心に動かされて」(『歴史地理』第四一巻第三号)の中で、本多氏が「被切羅」(切られ)と読むのではあるまいかといわれたことを記している。

(19) 『法然上人絵伝』。

(20) 『明月記』承元元年二月九日の条。

(21) 『明月記』承元元年二月十日の条。

(22) 安楽等の女犯の件については、わたくしは南都北嶺の陰謀であって、冤罪であったとみている。

(23) 『授手印決答受決抄』に隠岐院の歌としてでてくる。

(24) 細川亀市「日本中世寺院法に於ける刑法」(『法志林』第三五巻第四・五号)。

(25) 前注(24)。

(26) 砂川和義「寺院法」(『社会科学大事典』八)。

(27) 例えば

小豆屋甚五郎・同小太郎・同舎弟・両三人住屋令破脚、於甚五郎者、即鉢搦出築垣被相廻、可有粉頭事、

〔春日神社文書〕第一卷、天文十三年三月

今度頭順房へ盗入、剩火を付候間、被致苦勞処、下女引入仕敷之由候間、彼女及糺問処、藤井男盗人之由白状候、於喜多院搦捕、寺家へ被出了、然処種々及咥問、十二月十三日断頭早、住屋同放火在之、

〔中下臈檢断之引付〕天文二十年十二月

(28) 前注(24)。

(29) 拙稿「中世前期における寺社の慣習法」(『日本仏教史学』第一四号)。

(30) 「大垣廻し」については、永島福太郎博士の「大垣廻し」(『国史論集』所収)がある。

(31) 前注(27)。

- (32) 『皇帝紀抄』元暦元年二月。
- (33) 前注(29)。
- (34) 『古今目録抄』。
- (35) 「落書」については、渡辺澄夫「中世社寺を中心とせる落書起請に就いて」(『史学雑誌』第五六編第三号)、拙稿「落書の
一考察」(『印度学仏教学研究』第二〇卷第二号)等参照。
- (36) 『嘉元記』延慶三年七月五日の条。
- (37) 前注(36)。
- (38) 前注(36)。
- (39) 『中世政治社会思想下』所収。
- (40) なお、中世寺院法における検断沙汰は、南都寺院は比較的類似しているが、しかし、中には相違するところもあり、寺院
によりまた時代による異同を考慮する必要がある。
- (41) 細川亀市『日本中世寺院法総論』。
- (42) 前注(41)。
- (43) 田中稔「薬師寺所藏『中下藤検断之引付』について」(『奈良国立文化財研究所学報』第二二册)。
- (44) 『中下藤検断之引付』享祿四年七月十七日。
- (45) 『中下藤検断之引付』天文二十四年六月。
- (46) 『大乘院寺社雜事記』文明十八年正月二十六日の条。
- (47) 『東大寺文書』(『大日本史料』第六編之十)。
- (48) 『東大寺文書』(『大日本史料』第六編之五)。
- (49) 前注(24)。